

## 令和7年度 第2回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和7年8月27日（水）午後2時00分から午後3時56分まで  
場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

### <会議次第>

1 開会

2 議題

(1) 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和6年度実績）について

(2) 実態調査の調査項目について

　ア 高齢者等実態調査の調査項目（案）について

　イ 障害者（児）実態・意向調査の調査項目（案）について

(3) (仮称)若者計画の検討状況

3 その他

### <地域福祉推進協議会委員（名簿順）>（敬称略）

出席者

【会長】

高橋 紘士

【副会長】

遠藤 利彦、平岡 公一、高山 直樹、神馬 征峰

【委員】

井上 博和、細部 高英、土居 浩、谷田部 優、新井 悟、諸留 和夫、  
石樵 さゆり、清水 健譽、木村 始、大橋 久、堀口 法子、早川 真、  
宮長 定男、佐々木 妙子、山口 恵子、早坂 隆、原田 悠希、  
河合 直子、小倉 保志、細谷 富男、西村 久子、小山 忍、武長 信亮、  
米倉 かおり

欠席者

【委員】

瀧口 美千代、弘世 京子、平井 芙美、泉田 信行

### <事務局>

出席者

鈴木福祉部長、矢島地域包括ケア推進担当部長、多田子ども家庭部長、  
矢内保健衛生部長、川崎企画課長、齊藤防災危機管理課長、  
篠原福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、鈴木地域包括ケア推進担当課長、  
永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、佐々木介護保険課長、  
佐藤事業者支援担当課長、後藤国保年金課長、鈴木子育て支援課長、  
富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、  
大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長、

中島生活衛生課長、大武健康推進課長、小島予防対策課長、  
市川保健対策担当課長、大塚保健サービスセンター所長、宮原学務課長、  
山岸教育指導課長、日比谷児童青少年課長、木内教育センター所長

欠席者  
熊倉ダイバーシティ推進担当課長

<傍聴者>  
2名

福祉政策課長：これより令和7年度第2回文京区地域福祉推進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日も、Zoomを利用したオンライン会議を併用して開催しております。Zoomでご参加の委員の皆様もどうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に3人の委員の方の変更がございましたので、事務局からご紹介と委員の委嘱をさせていただきたいと存じます。

まず、文京区私立幼稚園連合会から委員としてご就任いただいていた、田中甲子委員に代わりまして、同団体から新たにご推薦いただきました早川真様に委員としてご就任いただきます。

次に、文京区地域保健推進協議会（保健部会）から公募委員としてご就任いただいていた、松川えりか委員、植村元喜委員に代わりまして、新たに西村久子様、小山忍様のお二方に委員としてご就任いただきます。

ここで、本日欠席の委員につきまして、ご報告いたします。弘世京子委員、平井英美委員、泉田信行委員、瀧口美千代委員の4名でございます。

区側は、熊倉ダイバーシティ推進担当課長の1名となっております。

本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

本日の会議につきましては、議事録を残しておりますので、ご発言をいただく際には、団体名とお名前を、名のつていただいてからご発言をよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。高橋会長、よろしくお願ひいたします。

高橋会長：立秋だと誰が言ったという感じで、今日も35度のようでございますが、皆さん、ぜひ、ご自愛のほどということで、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

それでは、今日、報告事項が大変多いのですが、ひとつよろしく議事を進めさせていただきます。

まずは、議題(1)文京区地域福祉保健計画の実績報告です。昨年度の実績を取りまとめられたところで、大変膨大なものもありますけれども、分野別計画ごとに要点というか、重要なところをかいづまんで事務局からご説明をお願いするということにさせていただければと思います。

それでは、よろしくお願ひいたします。

福祉政策課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和6年度実績）地域福祉保健の推進計画】について説明。

高橋会長：ありがとうございました。地域福祉保健の推進計画は、後程説明がございます分野別計画に対して、ある種の共通部分、ベースになる部分の話と、それぞれの分野別計画で覆い尽くせない様々な話、生活困窮者自立支援制度もこちらで扱うという形になっており、一見分かりにくいです。説明にもなかなかご苦労いただいているます。

先の議論では、地域共生社会という概念、私はなかなか難しい概念だと思います。地域包括ケアは、まだケアの在り方論につながっておりますのでいいですが、地域共生社会というと地域社会の在り方論も含まれているということになると非常に多分野で、災害の話、権利擁護の話もある。そういう意味で、従来の社会福祉、地域福祉より概念において広がっているものを計画の中で扱うという意味で言えば、事務局としては、大変苦労をしながら、必ずしも予算で消化しましたという成果指標の出し方がとても難しい領域でございますので、これから行政の中で改めてどう充実させていくかというのは、結構大きなテーマだと個人的には思っております。やや大事なことなので、あらかじめ私のほうから申し上げさせていただきました。

何か、委員の方々からご質問、ご意見、これから分野別計画は大変長期戦でございますので、それを念頭に置きながら、なおかつ質問等があればお受けいたします。どうぞ、オンライン参加の委員の方々も適宜これはお手を挙げていただくか、サインを出していただくということで、何かございますか。

はい、どうぞ。河合委員。

河合委員：公募委員の河合でございます。

私は、子育ての区民委員をしているのですが、この中で、8番（文京区版ひきこもり総合対策）と9番（ヤングケアラー支援推進事業）については、子育ての個別計画でも見直しをしている段階で議論になっていたのですが、今後、計画を新たにつくっていく、見直しをする際に、子育てのほうに内容を移管するということは、あり得るのでしょうか。同様に、今、子育て支援計画の42番で公園づくりがあって、（地域福祉保健の推進計画の）19番で公園再整備についての項目があって、これは、場合によっては子育てではなくて、（地域福祉保健の推進計画の）公園再整備に全体を包括してもいいのかと、そういう整理が一部かぶっている項目があると感じました。ですので、そちらについては何か変更の予定があるのか、変更される可能性があるのか、それともこのまま並行した形で進めるのかお伺いしたいと思います。

高橋会長：はい、よろしくお願ひします。

福祉政策課長：福祉政策課長の篠原です。

この部分については、所管課長が不在ですので、すぐにお答えすることが難しいですが、区全体の地域福祉保健の計画の中に、大きな枠で捉えて記載してございますので、当然この中には、子育てや多分野にわたる部分が含まれていると私どもでは認識しております。これを分けるということは現状考えておりませんけれども、今後いただいたご意見を踏まえた上で、協議をしたいと考えてございます。この場でのお答えは申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。

高橋会長：ありがとうございました。他にオンライン参加の委員の皆様もなければ、先に進ませていただきます。

それでは、次は、子育て支援計画です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和6年度実績）子育て支援計画】について説明。

高橋会長：ありがとうございました。この計画で昨年度相当重要なのは、「児童相談所の設置準備」。4月からスタートしたわけです。今年以降の話と関係があると思うのですが、児童相談所ができたことによって、ほかの今までの施策との関係がどうなるのかということ。もう一つは、今まで東京都の設置の児相にいろいろお願ひしていたことは、どうですか。区として児相を持つというのは、これは大変な決断だったと私は認識をしております。その重要性を共有していただくためには、そこら辺少し踏み込んで説明を補足いただけたら大変ありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

児童相談所副所長：児童相談所副所長の佐藤でございます。オンラインで失礼いたします。

高橋会長からお話をいただきましたとおり、本年度の4月から文京区児童相談所として、文京区の圏域にわたる児童相談所の業務は、全て文京区で行っているというところでございます。特に、本日の会議体の主題である、地域福祉の中における児童相談所が、これから区の中で、いかに効果を発揮していくかというところで申しますと、児童相談所が表の舞台に出るというところは、かなり児童虐待がハイリスクに及んで、例えば一時保護、様々な児童相談所としての措置というような面で、お子さん、ご家庭にアプローチをかけていくというところがあるのですが、これを文京区の今までの支援体制どのように折り合わせながら、適切に権限を発揮していくかというところが大きなポイントになってくるかと存じます。

これまで、東京都の部分でどうしても自治体間の協議が間に挟まって、スピード感や、透明化された議論のところからは少し隔たりがあったのですが、これが区の相談体制の中で、児童相談所の権限の速やかな執行を目指していくというところがあります。ただ、一方で、私ども支援を展開しながら感じておりますのが、児童相談所として、文脈をしっかり捉えながら、子どもたちのために急いで行ったことが、より大きな視点から見ると、ご家庭

や、地域全体で大きな波及を生じる場合もあるというところを常に念頭に置きながら、きちんと私どもで、情報提供、情報共有を各関係機関の皆様にさせていただきながら、適切にこの業務を行ってまいりたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

高橋会長：ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何か。

神馬副会長：とても細かいことですけども、b-labの数字の説明が18ページで延べ33,146人になっています。38ページでは利用者数が33,146人となっており、「延べ」という言葉がありません。これは例えば、5,000人が平均6回で30,000ということなのか、それとも33,146人の個人が利用したということなのか、どちらでしょうか。

高橋会長：これは、事務局、何か。はい、どうぞ。

児童青少年課長：ご指摘のとおり、延べなので、通年で33,000人の利用があつたということでございます。

神馬副会長：そうしますと、例えば5,000人、実際に使った個人は5,000人で、その人たちが何度も使って30,000人余という数字になったということでしょうか。その理解がちょっと分かりにくかったので、お伺いしています。活動としてはすばらしいもので、どんどん広がったほうがよいと思います。

児童青少年課長：ご指摘のとおり、延べということですので、そういった人数の方が何回もお使いになられたという数字でございます。

神馬副会長：そうしますと、利用者の数が必ずしも増えているかどうかは、分からぬということですね。

児童青少年課長：新規の登録者という数字では増減はしておりますので、ずっと増え続けているということではございませんが、延べにすると利用者数は増えているということになります。

高橋会長：いろいろ、子育てだけでも、1回やりたいぐらいの内容ですが、次の計画、調査の話もございますので、また改めてということで。手が挙がっています。細部委員ですか。どうぞ。

細部委員：文京区医師会の細部と申します。

質問ですけれども、いろいろ今政治でも言われていますが、文京区にも大田区と変わらず外国人の流入が多くなっていまして、誠之小学校では1クラスが外国人と聞いております。そこには、通訳や、ポケトーク等を対応しているということですが、幼稚園、保育園などに関しての外国人枠というのはどのくらいの対応ができているのかということと、また、この方たちが大きくなって、せっかくやっているこの子ども祭りなど、日本の文化、交流がちゃんとできているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

高橋会長：これはどなたから。どうぞ。

教育指導課長：教育指導課長の山岸です。

幼稚園にも若干外国人の方が入園されてございますが、園のお話を聞くと、それほど子どもたちの対応については、困ってはございません。保護者の対応で若干日本語が通じないところがございまして、そこについては、本

区では、ポケトーク等を導入していますので、それらを使う、あるいは、教員が携帯を使って、日本語訳をして保護者の方にご説明するという対応を取ってございます。

高橋会長：よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。

ほかになければ。どうぞ。

宮長委員：宮長でございます。

会長が先ほど指摘した児相の問題に少し戻りたいのですけども、新聞報道などは、この各区に児相が出来上がっていく中で、非常に専門職員の確保が困難だと一部報道で出てきています。そういう点では、少し古い話ですが、たしか福祉事務所の移管があったときには、旧庁舎の別館の1階に福祉事務所があって、そのままその職員ごと移管を受けたというような経緯は私も覚えていますが、今度の場合、児相はそういう意味での移管ではないと私は認識していますし、42ページの資料で、一番下の令和6年度で、専門職員の確保と育成という問題になっていますが、東京都時代の児相の職員から承継するために、異動してきた職員がいるのか、または新規採用はどのぐらいなのか、その辺の経過を教えていただけませんか。

児童相談所副所長：ありがとうございます。児童相談所副所長の佐藤でございます。

児童相談所の専門職員の確保と育成についてというところでございますけれども、今委員からお話をありましたとおり、非常に専門的な相談対応を行う児童相談所の職員におきましては、計画に基づきまして、一つは、経験者の採用職員、あるいは任期付の採用職員で、今のところ、東京都児相の配置されている人数よりも厚みのある職員体制で、検討をして実務を行っているところでございます。

ただ、先ほど委員からもありましたとおり、今後の育成というところが非常に重要な観点になっており、これは、今経験のある職員から経験をこれから積んでいく職員に、実務を踏まえてしっかり技術を伝え、また経験を積ませて、いわゆる中堅層の職員を増やしていくところが、今後重点的に取り組んでいくべき方向性だと認識しておるところでございます。ありがとうございます。

宮長委員：経験のある職員と経験がなく新しくこの仕事に入ってきた職員との比率はどうなっていますか。

児童相談所副所長：恐れ入ります。児童虐待に直接係る児童福祉司のお話でございますけれども、全体で、経験者の採用ですか、あるいは区の中で派遣を行っていまして、児童相談所の経験がある職員は、約7割から8割、新しく新任の職員、ほかの部署で児童相談所の経験がない職員は大体2割から3割というような比率でございます。

宮長委員：今後継続的な職員の育成、確保をぜひ計画的に進めていただきたいということをお願いしておきます。

児童相談所副所長：今後、そのご意見をきちんと踏まえさせていただきまし

て、意識の高い職場づくりを進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

高橋会長：それでは、ありがとうございます。東京都は子どもが増えているのでしょうか。そういう意味では、いろんな意味で大事な領域かと思います。それと同時に引き続き高齢者、介護保険事業計画、これも大変な課題がある分野でございますが、まずは、実績報告ということで、よろしくお願ひいたします。

高齢福祉課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和6年度実績）高齢者・介護保険事業計画】について説明。

高橋会長：ありがとうございました。すみません、私が質問をちょっとさせていただきたいのですが、例えば、文京区の特養で何人生活しているのか、それから気になっているのは、民間の有料老人ホームが文京区で物すごく増えている。つい最近も目白台にできましたが、そういう実態はどこを見ればいいのですか。要するに、全体の計画の中で、高齢者サービスが量的に施設ケアで対応している部分、それから在宅サービス、介護保険事業計画に沿って、介護サービスが提供されている部分、それが増大してきたか。それはどこを見たらいいのかという。事業単位で計画がつくられているので、その前提として、どのくらい特養で生活しておられる方がいて、老健施設は、例えば住所地特例で都外に出ていらっしゃる方がどうなっていてなど。その話は、実は小日向で新しいのができますが、施設整備計画と絡みますし、それからまさに当事者の方々は改修の話があると、建設資材高騰問題があって、僕の知っているところでは、諦めたところが大分あるように聞いておりますけれども、この計画とそういう動きがどう絡んでいるのかというのを、これは高齢者の部会のほうで議論していただく話なのかもしれないのですが、ちょっと全体のパースペクティブが分かりにくい感じがあって、どうしても一つ一つの事業の進捗状況にもならざるを得ないところもありますが、肝心の需要がどう対応できてきたかという議論ができる資料はどこかにありますか。これは、今日の話ではなくて、引き続き用意をしていただく。要するに、実態調査はこれからの報告から分かるわけですが、そのベースになる資料が欲しいと。これは、注文でございますので、今日、お答えを出してくださいという話ではありません。

以上です。

高齢福祉課長：明確に数字でお答えできなくて申し訳ないのですが、確かに会長がおっしゃるとおり、個別事業の報告になっていますので、全体については記載しておりません。特別養護老人ホームは、区内のものと、区外で文京区が紹介している幾つかの特養については、入所人員は分かっております。しかし、地域密着のものには、文京区民が入りますが、それ以外の特別養護老人ホームは、実際、住所要件がないので、自由にお入りいただいています。また、区外の特別養護老人ホームですが、そちらに何人入っているかは、住所地特例が分かっている範囲の人数しか分からず、ですから、住所を

移してしまっている方の場合は、もうそこは分からぬということになります。

民間の有料老人ホームにつきましては、数値は区では持っておりますが、この計画ではなく、「わたしたちの介護保険」という別の冊子で、利用者の給付の額では見ていけますけれども、人数ベースでは押さえていないというのが実情です。サービス付高齢者住宅、ほかの高齢者住宅も、こちらでは数値としては押さえていないということになっています。

高橋会長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。はい、どうぞ。

西村委員：55ページ介護サービス事業者への支援で、私ども老人が特別養護老人ホームに入るより前に、まずは在宅で診てもらいたいという人がほとんどであるということで、昔から在宅が一番年寄りにとってはうれしいということで、いろいろ進めていただいているのではないかと思っておりますが、その在宅がこの頃できなくなってきたているのではないかと。地方から始まって、この頃は都市部でも起こっているようです。文京区では、どうなっているか私は存じ上げませんが、これを見せていただきましたところで、在宅サービス事業者への支援の事業番号が2-3-1で、65ページを見ますと、事業者向けの協議会の目標は100%達しているような感じですけれども、逆に従事者の職員の住宅費用などですが、職員に対する費用については、非常に実績が少ないデータが66ページに出ております。そうすると、やはりこれはケアされるヘルパーさんの確保が必要であるのに、どんどんなくなっているのが現状じゃないかと思うので、今後の計画として、ぜひもう少しこちらの実績数を上げる方向に進めていただきたいということを、少し申し上げたいと思います。

事業者支援担当課長：事業者支援担当課長の佐藤と申します。

この介護人材の確保、定着につきましては、区でもいろいろ取り組んでいるところでございます。今回の介護職員向けの補助、あとは、人材の確保でアクティブ介護の集まり、あとは物価高騰への対策の支援をしておりまして、職員向けの住宅の補助につきましては、福祉避難所に登録をいただいている事業所の補助という形で対応しているもので、福祉避難所も増やしていく形で、新規の事業所の対応として説明をさせていただいております。

高橋会長：ありがとうございました。それでは、議事進行もございますので、引き続き、次は、障害者・児計画の進捗状況を担当課長さん、よろしくお願ひいたします。

障害福祉課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和6年度実績）障害者・児事業計画】について説明。

高橋会長：それでは、障害者・児計画のご報告に何かご質問はありますでしょうか。はい、どうぞ。

河合委員：公募区民の河合でございます。

75ページ、レスパイトは何ですか。

障害福祉課長：医療的ケア児在宅レスパイト事業のことですね。医療的ケアの必要なお子さんのご家族の休養等を目的とした形で、自宅に訪問看護ステーションから、看護師が派遣をされ、医療的ケアの必要なお子さんの介護、医療的ケアを行うものです。その間は、保護者の方はご自分の時間を使うことができるという意味でのレスパイト事業という形になっております。

河合委員：ありがとうございます。一応事業の内容を読んで、中身は理解したつもりなのですが、そのレスパイトという言葉が少し専門的で、どういう意味合いをもって、この言葉を選定されているのかをお伺いしたかったです。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾です。

こちらは、東京都の要綱に基づいて、実施をしているもので、東京都も医療的ケア児の在宅レスパイト事業という名称になっております。レスパイトというのが、休養というような意味になりますので、事業の趣旨としては、先ほどお話しましたように、保護者の方の休養等の目的のためにこの事業が使えるという形になっております。ありがとうございます。

高橋会長：ありがとうございました。

それでは、もし質問がなければ、最後の保健医療計画でございます。今までの分野別計画は大体3年のサイクルですが、保健医療計画は6年サイクルになっています。少し定義が違いますが、それではよろしくお願ひいたします。

生活衛生課長：【資料第1号 文京区地域福祉保健計画の実績報告（令和6年度実績）保健医療計画】について説明。

高橋会長：ありがとうございました。保健医療計画は、なかなか今難しくなっている。いわゆるパブリックヘルスというか、衛生行政計画ではなくなりつつあって、地域医療構想も出たし、在宅医療がこれだけ普及してきますと医療提供の話は医師会、関係諸団体の協力が必要ですし、もちろん介護、医療的ケア児の話は、まさに医療と福祉、介護の関係、それから子育て支援と関係が変わると非常に、保健医療計画とは他の計画との重複がある。そうすると、今までの6年単位でいいのかどうかという議論もいろいろ出てくる。これ国の考え方も、健康21から始まったのでしょうか。国の政策もなかなかすっきりしていないところもあるので、それを区として受け止めるのは大変でございますが、何か質問、ご意見等があれば。これは、6年の実績の話でございますが、この機会に何かあれば。はい、どうぞ。

原田委員：区民委員の原田と申します。

子育ての区民委員をしているので、ネウボラの関係でご質問をさせていただければと思います。昨年のこの会議で113ページのネウボラ面接は、実績が10万円配ることになったので100%になりましたというお話があったかと思います。今年は98%、お金をもらえるのに受けない方がいるということのほうが驚きでもありますが、100%になることを前提にしてされていると思いますが、一旦、2%面接を受けられない方がいらっしゃるのに対して、どのように対応されているのかが一つ。もう一つは、このネウボラ、114ページの乳児家

庭全戸訪問事業は、計画は6年計画なので、目標を立てられたときはできるだけ保健師さんと会ってくださいというのが目標数値だったか思います。ある種義務化みたいな形に今は実質的になっていって、100%になることが前提のような中で、保健師さんがこの会えたということだけを目標数値にすることがよいのか、実質的な会った先の支援などで、どのような効果があったのか、そういうことを図っていただくことのほうが、実質的なのかという気もします。というのは、保健師さんはとにかくあなた10万円もらいたいなら取りあえず私の話を聞いてくださいという感じで仕事をされるようになったら、あまり面白くもないと思うので、現場の職員の方で、このような目標の仕方があってもいいのかなと感じました。

すみません、提案ができなくて申し訳ないですが、以上です。

高橋会長：はい、どうぞ。

保健サービスセンター所長：保健サービスセンター所長、大塚でございます。

まず、ネウボラの部分として98%という形に下がった理由としては、なかなかつかみ切れないところではあります、今まで提供した出産子育て応援交付金は、面接を受けないともらえないとなっておりましたが、今年度から国のやっております妊婦のための支援給付に関しましては、交付金という形になりますので、面接を受ける、受けないにかかわらず請求することができる形になっております。こちら辺の取組方が少し変わってくるというところです。ネウボラ面接に関しましては、やはり文京区としても出生率が1を切りそうなところまでできていますので、初産のお母さんたちがたくさんいらっしゃるというところもありますし、年齢層としましても35歳以上の方々が初産という方�数値としては出ておりりますので、ここは丁寧に保健師がしっかりとサポートしていくところで、地区担当保健師は、非常に重要な役割になってくるかと思います。

そういう意味でのファーストステップで、この面談をうまく活用しながら、妊婦と接するとともに、やはり今後育児不安などの突破口というところでも、全戸訪問、課題がある産婦に関しましては、子ども家庭支援センターと連携をしながら、お母様たちのサポート、お子さんのサポートを充実してまいりたいと思ってございます。

原田委員：すみません、ご回答いただきありがとうございます。今のご説明だと、昨年度下がった理由になっていないという気もしますので、そこは別に問い合わせているわけではなくて、一応指摘させていただければということと、今は出生率が下がっているというお話がありましたけれど、多分、今までとはとにかく1回つかまえて会ってくださいということだったのかもしれないですが、今は、保健師さんが、どれぐらいお仕事が忙しいのか分かりませんが、もし少子化していて余力がある、ということであれば、見つけて大変そうだというところに2回、3回行くとか、より制度も変わってよくしているというところのアイデアを出しながらご検討いただければありがたいと思います。ご回答は大丈夫です。ありがとうございました。

高橋会長：はい、どうぞ。

神馬副会長：原田委員のコメントは、大変重要だと思います。どこの県か忘れましたが、ネウボラ面接をやることによって、児童虐待の予防にもなったという事例もあります。健康だけではなくて、生活全般を見るような試みは強化されてもよいと思いました。

どうもありがとうございます。

高橋会長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

宮長委員：宮長です。

110ページ、実績報告で115ページに出てくる在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画の作成支援、当然検討されていると思うのですが、私もこの間、文京区内の在宅支援の方をたずねて、いろんな相談に乗りました。災害時に電気が復旧しなくなるというのは、この間の台風15号の千葉の例等を見ると、私も発電機を持って駆けつけて、スマホの充電をみんなにやってもらったりしましたが、この辺は、行政が補助などいろいろ出して、例えばソーラーパネルの充電をやるとか、これはなかなか難しいですけど、そういうようなことがいろいろあると思うので、この辺は、既にもう検討して計画を立てているのでしょうか。

高橋会長：はい、どうぞ。

予防対策課長：予防対策課長です。

ご質問ありがとうございます。ソーラーパネルなど、その辺りのところはまだ検討してございませんが、個別支援計画を立てていただいて、1分でも長く災害時に蓄電池や、予備のバッテリーを必ず計画的に使えるようにしようと個別計画として、作成しているということになります。

宮長委員：我々事業者にも、今積極的にソーラーパネルの移動用、可搬式の備蓄電源を確保しようと。東京都が4分の3補助をするということで、うちも今入れるところですけども、行政の補助もそういうところにもできるようにして、在宅支援をやっていかないと、10時間や12時間では電気は復旧しないということは、これまでの大災害では嫌というほど味わっているので、その辺は命に関わるので、ぜひ具体的な施策として、東京都に要望をしたり、区としても実現ができるようお願いしたいと思います。

以上です。

高橋会長：ありがとうございました。それでは、武長さん。

武長委員：すみません、若干戻りますが、公募委員の武長です。

7ページですけども、事業番号2-1-2多機関協働事業で、成果評価と、次年度における取組のところで、つなぐシート、つながる相談窓口、重層的支援会議という言葉が出てきていますが、多分そんなに皆さん詳しくないと思うので、1回少しそこをまず、スキームの説明をいただけたらと思っています。

福祉政策課長：福祉政策課長の篠原です。

これ説明をすると、少し長くなってしまいますが、お許しください。国からの通達があって、2年間をかけて、準備をした上で、今年度から重層的支援

体制整備事業を始めました。今までそれぞれ高齢者、障害者、子どもだとか、様々なご相談において、実は、その裏に隠れていた様々な課題が見つかって、これまでそれぞれの所管課で、縦割りでやっていたところが、それだとなかなか難しいというところで、個人情報などを法的なもので整備した上で、連携して丸ごと支援をしようというのが重層的支援体制整備事業の概要です。そのために区の中では、ご本人の個人情報の承諾なしに、区の関係機関が集まって、それぞれ課題を洗い出して、今後どうやって対応していくかということを話していく支援会議というものと、ご本人の同意を取った上でより深くアプローチをして行く重層的支援会議と2種類の会議を実施しています。その2つの会議を実施するために必要なものが、つなぐシートというものでございます。これは区で独自につくっているもので、関係機関の方々にも、必要に応じてヒアリング等を行っていきますが、このつなぐシートと、また区民の方々には、どこに行っても同じレベルでの相談を受けますということを踏まえたつながる相談窓口を今後つくりまして、10月以降になると思いますが、展開をしていくという事業のことでございます。

武長委員：ご紹介ありがとうございます。ここでは「つなぐシート等帳票類を策定しました。今後は重層的支援会議等を開催して、分野横断的な協働を推進する」と書かれていますが、完成して実際運用されているという理解でいいのですか。

福祉政策課長：委員のおっしゃるとおり、令和7年度から実施はしてございますので、今件数でいくと11例目に取りかかっているところでございます。それぞれ課題を抱えた方々に各所管課が集まって、今後家族丸ごとで会議を行っていくところでございます。

武長委員：ありがとうございます。11例というのは、この成果評価のほうに書かれている従来の法制度に基づいた対象者以外からの相談ということでよろしいですか。

福祉政策課長：今年から始まったものですので、そのような理解でよろしいかと思います。

武長委員：ありがとうございます。そうすると11件だということで、ほかの自治体など、情報がいろいろ漏れ聞くところによると、重層的支援体制整備事業はなかなか運用が難しくて、ご苦労もいろいろ皆さん関係機関はされているところかと思うのですが、KPI的なところで設定したことによって、達成するためには従来把握している、対応している案件をあえて重層会議にかけて、何となく実績を出している感じにする運用が問題になっているようなことをよく聞くので、文京区としては、もちろんないと思いますけれども、そういうことがないように、新規の案件の件数とかがしっかりデータとして残るようにしていただきて、次回の検証のときとか、その辺り質問したら回答をいただけるといいかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

福祉政策課長：ご報告の詳細をここで申し上げるつもりは、今のところ考えて

おりませんけれども、当然委員おっしゃるとおり、先行自治体や今取り組んでいることを踏まえて、単なるKPIなどで測るのではなく、実際の家族が救われるような形の支援をして行きたいと思っております。

高橋会長：また、部会で深めていただくということで、それでは、ちょっと予定より時間をかけてしまいましたので。

3年サイクルですと、今年度は、来年の計画策定に向けての準備で、実態調査の年になっているわけで、これは部会等でも既に検討いただいていると理解してよろしいのでしょうか。その案文を今日ご披露して、何かあればまたご意見をいただくという形ですが、相当複雑な調査でございますので、概要を説明いただき、なおかつまた後で、部会で固めていくというプロセスの一つですか。それぞれの分野で状況は違うか。はい。ということでございますので、成案を得たら今年やらなければならないというのは、予算の単年度事業の宿命でございますので、もうゴーサインを出さないといけないというそういう状況でございます。集計はこれからですから、そこら辺のご注文もあるかもしれません、まずは高齢者実態調査、障害児実態調査、この二つがメインでございますが、資料第2号について、説明を高齢者からお願いいいたします。

介護保険課長：【資料第2号 高齢者等実態調査の調査項目(案)】について説明。

高橋会長：ありがとうございます。これは、国から指示された指定の項目が相当ありますので、集計がとても大事かと思います。介護事業者、これはご承知のような訪問介護中心といういろんな課題が、いろんなお立場で評価はあります、文京区でも課題は共通だと思いますので、これはやはりこの結果を、どう区民の皆さんとりわけ議会関係の方々にも共有、分かりやすく提起していただくか、これ全ての調査がそうですが、よろしくお願いをいたします。

何かご質問、ご意見があれば。大筋はもう大体固まっていますので、これから集計なり、それから区民の周知はとても大事ですから、差し当たりは区報だと思いますが、やはりいろんなルートで知っていただく必要があるなということを感じておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

何かありますか。はい、どうぞ。

原田委員：すみません。区民委員の原田です。

事業者向けの調査項目8ページ、介護の部分は恐らく人材確保が一番大切、これから課題になってくるのかと承知している中で、項目が固まっているという話で恐縮ですが、処遇改善の状況が項目としてないと。人材確保のための取組に入っているのかもしれないんですけど、どれぐらい実際処遇改善されているのかをお聞きされたほうがいいのではないかというところが一点。もう一つ外国人の活用状況を書かれたのはとてもよいことだと思います。ICTなどと違って、入っていただくという選択肢もあるし、入れないという選択肢もある中で、何か活用予定なしの事業所に理由を問い合わせるのはど

うかという気もいたしますが、これも提案のような感じですけど、現時点では使っていないのであれば、今後使う意向があるかどうかとか、そういう聞き方にされたほうがよりよいのかと思います。あと細かいですけど、外国人の介護は、昔は、EPAだけだったりしていましたけど技能実習、特定技能などいろいろな資格のパターンがあると思いますし、どちらかというと今後メジャーになってくると思うので、どのような資格の方を入れたいと思っているのかなどをお聞きになられたらよりよいと思いました。

すみません、以上です。

介護保険課長：ありがとうございます。処遇改善のところにつきましては、参考にさせていただいて、質問項目には大体かかりつつあるところもありますが、そちらも参考にさせていただきます。

外国人のところにつきましては、使っていないことを突き止めるという意図はないのですが、結構私もいろいろ事業所さんのお話を聞く中で、活用されている事業者さんと活用されていない事業者さんで結構差があるものですから、そういうところで、今後区が支援していくのと、介護に限らず労働人口が減っていくという中で、外国人の活用をどう考えていくのかというきっかけをしっかりと補完する観点で広く情報は取れたところを考えるところもございますので、質問の仕方ですとか、そこは失礼のないような形で考えていただきたいと思います。

高橋会長：ありがとうございます。Zoom参加の委員の皆様から何かございませんか。大丈夫ですね。それでは、はい。

河合委員：公募区民の河合でございます。

いないと思いますが、入浴等の補助において、ロボットを活用されている事業者さんがいらっしゃるかどうかは、一応聞かれてもよいかと思います。諸外国ですとかなりロボットによって、職員の方の力仕事などの負担を減らしていると聞いたことがあります。

以上でございます。

介護保険課長：ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

高橋会長：それでは、よろしくございますか。議事進行で障害者、障害児の実態調査と、これは、障害種別が多用でございますので、膨大な調査をこれからやらなければいけないということでございますが、ひとつよろしくご説明をお願いいたします。

障害福祉課長：【資料第3号 障害者(児)実態・意向調査の調査項目(案)】について説明。

高橋会長：それぞれの調査の題目ですが、当事者の皆さんの調査は「生活ニーズ」でいいだらうと思うのですが、サービス事業者も「区民の生活ニーズに関する調査」と書いてある。何か理由があるの。

障害福祉課長：特に理由は、すみません、前回調査以前も含めて、こういうタイトルになっておりますので、もしも会長がご覧になられて、違和感があるようであれば、事務局でタイトルは整理をしたいと思います。

高橋会長：いや、答えるお立場となると、何だか少し題名と中身が取り違っているので、おやという、そういう反応はあるのではないかという気が少ししたものですから。題名は結構大事なので、少しご検討ください。これは、むしろ副会長のご意見を踏まえて。

高山副会長：これはもうずっとスルーしてきたところだと思います。今、ファードバックいただきましたので、部会でこれは議論したいと思います。ありがとうございます。

高橋会長：サービスを提供される事業者さんは、いろいろご苦労されながら仕事をされているわけですから、そういう需要というよりは、サービス提供であってもいろいろな悩みを共通の調査として反映させるという大変貴重な場ですよということも含めたタイトルをお考えいただくといいのかと少し思ったものですから、よろしくご検討ください。

どうぞ、ほかに何かご意見。

高山先生、今年も質的な調査をやっていただきますので。

高山副会長：今年も私のところのゼミの学生が知的障害の利用者の方々、それから精神障害の方々、約100名を超えます。グループホームでの指導支援であるとか、あるいは生活介護です。精神の方々も含めて、100名以上の方々のところへ、今、行っています。

それから、もう一つ特徴なのは、精神の方々のいわゆる長期入院のところが、当該施設を含め、ここに調査をかけるのは、非常に重要なことで、これは事務局独自のものだと思っています。ここがどう出てくるかというのは、貴重な声が出てくるのではと思っています。

更に、知的障害の都外施設です。前回も都外施設2名の方々の調査をいたしましたけれども、2名の方々は、やはり故郷に帰りたいという思いが強いです。今回は4名になりました。4名の方々で、2名の方々は、前回も行った方々の経年変化を見ていくということになりますので、この4名の方は、少ない人数ではありますけれども、貴重な声だと思いますので、これもきちんと分析していきたいと思っています。

以上です。

高橋会長：ありがとうございます。何かご意見、ご質問。これから調査に入っていくわけですが、よろしゅうございますか。

障害の関係で、同じタイミングで難病が入ってくると、今度は医療との関係の、それから歯科診療の問題はいろんな意味で、とても大きな課題です。それからもう一つは、こここのテーマというよりは、政策上、物すごく難しいテーマで、どこでも悩んでおられます、障害者の高齢化に伴って、介護保険との関係をどうするか。介護保険は社会保険で優先されると、この間も判例が出ました。しかし、それでは、提供できないものについては、障害福祉サービスとして原則はありますが、原則と運用の関係で、サービス事業者さんとの関係もあって、部局ではどうなっているかというのを、私自身つまびらかではないので言えませんが、ある区の自立支援協議会のときに常にその

問題が出てきて、これは国の制度もなかなか中途半端なところがあって、原則は示すけど、実務的な対応が予算との財政の関係もありますし、負担の問題が絡んできますので、なかなか難しいテーマありますが、これは、調査とは少し違うけれども、これから計画策定の上では、常にそれが再考できれば法令とセットでやりますから、そこら辺の調整はぜひよろしくお願ひをいたします。

これは、私は部会で深めていただくテーマかと思います。

もう一つ大事なテーマが残っております。最後のテーマで若者計画、(仮称)とまたついていますが、これについてご説明をよろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：【資料第4号 (仮称)若者計画の検討状況について】について説明。

高橋会長：ありがとうございました。これは、部局としては初めての計画ということになりますので、相当チャレンジングな、去年の調査を読んでいて、いろんなことを考えさせられる大変大事なデータでございます。

遠藤先生、部会長として何かコメントがあれば、お願いできなくないでしょうか。

遠藤副会長：ありがとうございます。

子ども・子育て会議及び子ども・若者部会でもたくさん意見を頂戴いたしました、さらには、調査結果の分析と同時に、茗荷谷クラブなどを利用している当事者の方からも意見を伺うという機会をこれまで2回ほど持っていたいしております。そうしたひきこもり等の支援事業の利用者の方から見ると、調査結果に表れているものが少し違和感を覚えるものであるということ、もっと言えば、最も困り感を抱えている、あるいは生きづらさを抱えている人たちからすると、調査の平均的な結果の中に、本質という部分がまだ十分に表れていないところもあるようだということが意見聴取の中で見えてきた気がいたします。

そういう意味からすると当事者の方々のリアルな声をしっかりと踏まえた上で、さらに分析を重ねていきたいということと同時に、やはり若者とひとくくりにはできないと感じているところもございまして、実は、その当事者の方から20代の方、そして30代の方、若干居場所に関しての考え方なども違っているようだということで、年代というところも踏まえた上で、今後さらに計画を精緻化していくかなければいけないと感じているところでございます。

調査結果は調査結果として踏まえ、さらには当事者の方々の声を真摯に受け止めた上で、今後それを計画の中にしっかりと反映させていきたいと考えているところでございます。

高橋会長：ありがとうございました。示唆的なご発言をいただきまして感謝申し上げます。はい、どうぞ。

神馬副会長：すみません、この計画は物すごく難しいと思います。一つの理由

は、19歳から39歳は移動が激しいと思うのです。19歳から39歳の方が、文京区にずっといるという前提でこの計画を進めていくのか、あるいは流入者が非常に多い、そして流出者も非常に多いという前提でもって、この計画は進めていくのか、その場合、流入者に対してどういう対応を取るのか、流出者に対してどういう対応を取るのか、そういう配慮も必要な気がして、そういう点で極めて難しい計画だと思っています。それに対して、どうしたらいいかという答えは、私は全く持っていませんけれども、考慮をすべき事項ではないかと思います。

高橋会長：いろんな発言をいただきましたが、委員の皆様から何かござりますか。ほかに。

これは、言葉遣いとして本当に悩ましいです。昔は青少年といって、39までは青年かなとか、それと若者、子どもという考え方と、少年、児童、少年ということは、ジェンダーの話が絡んできて、少年、少女、そういう話もあって、まだ成熟しない言葉を使わざるを得ない。

それから、もう一つは、多分施策の対象というよりは、これから社会参加を通じて、地域の主体になっていただく層ですから、そういう視点もとても重要だとこれを拝見しながら思いました。更にもう一つは、文京区は若者が学びを通じて、たくさん流入して、そうすると対象が居住の場所は、文京区外だけど、生活拠点はまさに文京区、今の学生はちゃんとキャンパスに来るのかという話もあるかもしれません。最近居住支援でいろいろ実験的なプロジェクトを見て、やっぱり地元の大学、若者をどう巻き込むか、巻き込むというのはいろんな主体として参加していただくかという、そういう視点は物すごく重要で、一方で、ひきこもりの問題がありますので、様々な支援も従来型ではない支援が必要だということで言うと、相当想像力も必要な計画だと思います。はい、どうぞ。

子育て支援課長：先生方のご指摘大変参考になります。ありがとうございます。区としては、なかなか欲張った計画ではあるのですが、19歳から39歳、独身の方もいれば、世帯を持っている方もいますし、働いている方もいれば働いていない方もいらっしゃいます。そういった全ての19歳から39歳の方が、この計画ができたことによって、さらに文京区の中で、充実した生活が送れるような計画になるように、この主要項目三つにぶら下がる事業をこれから入れていきますが、そういった計画にして行きたいと考えております。ありがとうございます。

高橋会長：成案を見るのを楽しみにしておりますので、部会でご参画の委員の皆様もよろしくお願ひいたします。

それでは、何かZoom参加で発言がなければ、これでよろしゅうございましょうか。

最後ちょっと急に走りましたけれども、全ての議題は、これで終了でございますので、後に補足的に何かあれば伺いますが、なければこれで協議は終了ということにさせていただきます。

それでは、事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

福祉政策課長：本日は、熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。本日いただきましたご意見を踏まえまして、引き続き各委員、各職員で検討を重ねまして、次回協議会でもご議論いただければと存じます。

最後、次回の協議会の日程につきまして、11月5日(水)、午後2時から、第1委員会室で実施させていただく予定でございます。通知文につきましては、また日時が近くなりましたら送付させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

高橋会長：それでは、11月というとそろそろ秋らしい11月になることを祈つて、今日の協議はご熱心にご参加いただきまして、ありがとうございます。事務局も大変膨大な作業をこなしておられます。これから本番のようでございますが、ひとつよろしくお願ひをいたします。

これで終了でございます。どうもありがとうございました。

以上